

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成27年美浜町議会第4回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番、碓井議員、4番、北村議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（北裏典孝君） 説明します。

本日、12月15日・火曜日、本会議、1番、会議録署名議員の指名、2番、会期の決定、3番、諸報告、4番、全議案の提案理由説明、散会后、全員協議会を開催します。協議事項は、一部事務組合の平成26年度決算報告です。終了後、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会を開催します。

12月16日・水曜日、本会議、一般質問でございます。

12月17日・木曜日、本会議、一般質問でございます。

12月18日・金曜日、本会議、議案審議でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から12月18日までの4日間にしたと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの4日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第2号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例について、議案第3号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について、議案第4号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介

護保険条例の一部を改正する条例について、議案第5号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について、議案第6号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第7号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第9号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第10号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）について。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出案件は以上です。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、お手元に配りました文書表のとおりです。

請願第4号 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願、請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願、請願第6号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願、この3件の請願については、文教厚生常任委員会に付託します。

報告します。

議員の派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査及び第1回随時監査結果について、文書報告を受けています。お手元配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

平成27年美浜町議会第4回定例会に提案いたしました議案11件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。いよいよ来年1月1日から個人番号いわゆるマイナンバーの利用が少しずつ始まるわけですが、この制度の根拠となる法律である「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第9条第2項の中で、上位の法律で決められた事務以外に、条例で定めるものの処理に関して、必要な限度で個人番号を利用することができることと定められていますので、独自利用について新規に条例で定めるものでございます。

議案第2号は、美浜町課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。来年1月から利用が始まる個人番号についての事務、介護保険法改正に伴う、地域包括支援センターの拡充、さらに地方創生など人口問題に取り組むための各種統計情報に係る事務について、関係課の業務を見直し、それぞれのニーズに合った形に担当業務の追加や振りか

えを行うために、課設置条例を改正するものでございます。

議案第3号は、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、前半部分の第1条で、美浜町税条例の一部改正、後半部分の第2条で美浜町税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

議案第4号は、美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでありまして、いわゆるマイナンバーの利用が平成28年1月1日から始まるに当たり、国民健康保険と介護保険について、それぞれの事務手続を定めた条例のうち町長に提出する書類の項目の中に個人番号を追加するものでございます。

議案第5号は、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ60,786千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を、37億89,940千円とするものでございます。補正の主なものといたしまして、勤務評定等に伴う人件費の追加が全体的なものとしてございます。

債務負担行為としては、新しい上下水道システムへのデータ移行に係る費用や、現在のシステムの再リースに係る経費等を新たに追加するとともに、戸籍システムの3町共同でのクラウドシステムについて、来年度以降支払うリース料が下がりましたので、減額するものでございます。

地方債の追加は、今般、松洋中学校の武道場の非構造部材耐震改修事業に対する交付金が交付される見込みとなり、財源として平成27年度の地方債を追加するものでございます。起債限度額は15,000千円でございます。

歳入からご説明申し上げます。

地方交付税は、補正財源の調整による増額でございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金は、11月時点での保育料の確定による増額、教育費負担金、こども園費負担金の追加も、11月時点の保育料、給食費その他の確定による増額でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したことによる増額と、児童福祉費負担金でこれまでの保育所負担金にかわり、新たに子どものための教育・保育給付費国庫負担金が新設され、新たな算定に伴う増額でございます。

国庫補助金、教育費国庫補助金、中学校費補助金の追加は、松洋中学校の武道場の非構造部材耐震改修工事に対する交付金が本年度交付されることになったための追加、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の追加は、子ども・子育て支援法の施行に伴う新しい交付金の変更と、旧補助金の減少等によるものでございます。

総務費国庫補助金、総務管理費補助金10,000千円の追加は、まち・ひと・しごと創生法による地方創生先行型事業の上乗せ交付金でございます。衛生費国庫補助金、清掃費補助金は、浄化槽設置整備事業の事業量増加によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によ

るものと、これまでの保育所負担金にかわり、新たに子どものための教育・保育給付費県費負担金为新設されたことによる増額でございます。

県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の減額も、これまでの放課後児童健全育成事業などの補助金が、新しい子ども・子育て支援交付金に一本化されたことによる増額と、旧補助金の減少等によるものでございます。衛生費県補助金、清掃費補助金の追加は、浄化槽設置整備事業の事業量増加によるものでございます。農林水産業費県補助金、林業費補助金の減額は、事業の精算に伴うものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の追加は、各種基金の利息の増額が見込めるための追加でございます。

町債、教育債、全国防災事業債は、松洋中学校の武道場の改修事業に対する交付金が決まりましたので、事業費に対する3分の2に起債を充当するものでございます。

以上が、歳入の状況でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

全体的な人件費の追加は、勤務評定と共済費、退職手当負担金、一部は超過勤務手当の追加によるものでございます。

総務費、総務管理費、電子計算費の追加は、上下水道管理システムをクラウドに参加させるに当たり、作業が完了するのが来年8月の見込みであり、現在のシステムのリースと保守の期間が12月末までですので、これを再リースして、再度保守契約するため、1月から3月までの経費を今回の補正予算に計上してございます。

諸費の償還金利子及び割引料の追加は、前年度補助金精算による償還金でございます。

財政調整基金費、高齢者福祉基金費の積立金の追加は、利息の増加分の積立金でございます。

地方創生事業費10,000千円の追加は地方創生交付金上乗せ交付金でございまして、この交付金を活用して3つの事業をすべく予算を計上してございます。一つ目は、ヒマワリ畑・整地事業として委託料に100万円の追加、二つ目に、工事請負費として防災カメラの設置、三つ目としてデジタル簡易無線機の購入を計画してございます。

社会福祉総務費のうち繰出金24,099千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したこと等に伴うものでございます。

老人福祉費の繰出金の追加も、それぞれの会計での人件費の補正に対する繰り出しでございます。

地域包括支援センター運営費では、対象件数の増加に伴うケアプラン作成委託料の増額もお願いしてございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、報償費2,000千円の減額は、出生祝い金、子育て応援給付金を減額するものでございます。

児童福祉施設費は財源の調整、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の繰出金は、若野堰改修負担金に伴う水道会計への出資金の追加、清掃費、し尿処理費、負担金補助及び交

付金については、浄化槽設置整備事業費の事業量増加によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農地費、繰出金の減額は、集落排水事業会計で、消費税の還付が見込まれるためのもの、林業費、林業総務費、委託料の減額は、事業の精算による減額でございます。

水産業費、美浜町水産業振興基金費では、利息の増加による、利子積立金の追加でございます。

土木費、都市計画費、下水道費、繰出金の追加も、人件費関係の繰り出しでございます。

消防費、非常備消防費、材料及び賃借料の追加は、地方創生上乗せ交付金で、デジタル簡易無線機を購入するため、電波利用料の追加、災害対策費の役務費の追加は、同じく地方創生上乗せ交付金で、防災カメラを増設するため、光回線の利用とプロバイダー料を追加するものでございます。

教育費、中学校費、学校管理費の追加は、歳入でも申し上げましたように、松洋中学校の武道場の非構造部材耐震改修事業に対する交付金が決定しましたので、予算計上するものでございます。

教育費、社会教育費、公民館費の備品購入費の追加は、中央公民館のビジネスフォンを買い替えするものでございます。

議案第6号は、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ101千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億72,835千円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税について、保険基盤安定負担金の額が確定し、一般会計からの繰り入れが増額いたしますので、これに伴い国民健康保険税の予算を減額いたします。また、財産収入、利子及び配当金の追加は、基金の利息の追加が見込まれるためでございます。

繰入金、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定分と事務費繰入金でございます。

次に、歳出については、総務費の一般管理費は超過勤務手当の追加、基金積立金、積立金につきましては、基金の利息分の増額でございます。

議案第7号は、平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ714千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億91,256千円とするものでございます。

債務負担行為の変更では、上下水道システムをクラウドシステムへ移行する作業が8月頃までずれ込む見込みとなりましたので期間の変更をお願いしてございます。

歳入では、農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の追加と、一般会計繰入金の減額、雑入では、消費税及び地方消費税還付金の追加でございます。

歳出については、勤務評定等による人件費の追加でございます。

基金積立金は、県からの交付金の追加分を積み立てするものでございます。

議案第8号は、平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ242千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2億992千円とするものでございます。債務負担行為の変更でございますが、これも、上下水道システムをクラウドシステムへ移行する作業が8月頃までずれ込む見込みとなりましたので、期間の変更でございます。

主な補正の内容は、勤務評定による人件費の追加で、これに伴う財源を一般会計繰入金で追加してございます。

議案第9号は、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ294千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億28,748千円とするものでございます。これも前議案同様、勤務評定に伴う人件費の追加でございます。

議案第10号は、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ253千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億98,904千円とするものでございます。これも勤務評定に伴う人件費の追加でございます。

議案第11号は、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収支の収入と支出、資本的収支の支出、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

収益的収支につきましては、若野頭首工改修等の負担金の追加、これに伴う財源措置と勤務評定に伴う人件費の追加でございます。

資本的収支は、導水管布設替工事の工事延長の減に伴う減額でございます。

なお、債務負担行為の補正につきまして、システムの稼働時期がおくれるため、期間を延長するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案11件について一括して提案理由を申し上げます。何とぞご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午前九時二十六分散会

再開は、あす午前9時です。

この後、全員協議会、各常任委員会を開催します。